

平成25年3月第1回八街市議会定例会会議録（第1号）

.....

1. 開議 平成25年2月18日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- | | | |
|-----|-----|-----|
| 1番 | 長谷川 | 健介 |
| 2番 | 鈴木 | 広美 |
| 3番 | 服部 | 雅恵 |
| 4番 | 小菅 | 耕二 |
| 5番 | 小山 | 栄治 |
| 6番 | 木村 | 利晴 |
| 7番 | 石井 | 孝昭 |
| 8番 | 桜田 | 秀雄 |
| 9番 | 林 | 修三 |
| 10番 | 山口 | 孝弘 |
| 11番 | 湯浅 | 祐徳 |
| 12番 | 川上 | 雄次 |
| 13番 | 古場 | 正春 |
| 14番 | 林 | 政男 |
| 15番 | 新宅 | 雅子 |
| 16番 | 鯨井 | 眞佐子 |
| 17番 | 加藤 | 弘 |
| 18番 | 京増 | 藤江 |
| 19番 | 右山 | 正美 |
| 20番 | 丸山 | わき子 |
| 21番 | 小高 | 良則 |
| 22番 | 中田 | 眞司 |

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北村新司
副市	長	小澤誠一
教	育	長川島澄男
総務部	長	浅羽芳明
市民部	長	加藤多久美

市民部参事（事）国保年金課長	石 毛 勝
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	佐 藤 幸 男
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事（事）総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事（事）農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事（事）道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

平成25年2月18日（月）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

諮問第1号

議案第1号から議案第28号

提案理由の説明

諮問第1号、議案第1号

採決

日程第4 発議案の上程

発議案第1号

提案理由の説明

質疑、討論、採決

日程第5 休会の件

○議長（中田眞司君）

本日、平成25年3月第1回八街市議会定例会は、ここに開会される運びとなりました。

この定例会は、諮問1件、議案28件、発議案1件が提出されることになっています。

慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、いまだ厳しい寒さが続いておりますので、皆様方には、十分にご自愛の上、議会運営につきましても、ご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

ただいまから、平成25年3月第1回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は22名です。したがって、この定例会は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、監査委員から11月、12月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されますので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている条例の改正についての報告1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第100条第13項及び会議規則第172条の規定に基づく議員派遣について、配付の資料のとおり派遣を行いました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、鯨井眞佐子議員、新宅雅子議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○加藤 弘君

平成25年3月定例会の会期等を協議するため、去る2月8日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告します。

3月定例会に上程される案件は、諮問1件、議案28件、発議案1件であります。

次に、一般質問の通告が、代表4人、個人12人からありました。

以上の案件を審議するため、3月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から3月19日までの30日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げて、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（中田眞司君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は、本日から３月１９日までの３０日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

会期は３０日間に決定しました。

日程第３、議案の上程を行います。

諮問第１号及び議案第１号から議案第２８号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

諮問第１号及び議案第１号から議案第２８号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、ここに平成２５年３月第１回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、２件ほどご報告させていただきます。

まず、報告事項の１件目につきましては、先般、八街市クリーンセンター内で発生いたしました火災についてでございます。

去る１月２０日の１２時３０分頃、八街市クリーンセンターのごみピット内におきまして火災が発生し、鎮火となりました１９時２４分までの約７時間、炎が立ち上がることはございませんでしたが、煙が立ち込める「燻焼」の状態が続きました。八街消防署の方たちや各消防団の方たちによる懸命な消火活動により、建物等への被害もなく、無事に鎮火することができましたが、周辺住民の皆様をはじめ、大変多くの皆様にご心配とご迷惑をおかけいたしました。この場をおかりいたしまして、深くおわび申し上げますとともに、消火活動にご協力いただきました皆様に対しまして、厚く御礼申し上げます。

出火の原因につきましては、搬入されたごみの中に発火性の高い何らかの物が混入していたことによるものと推測されますが、現場検証におきましても原因を特定するまでには至りませんでした。現在、運転管理会社から事故報告書を提出させ、再発防止対策として提示のあった「運転管理職員に対する危機意識の徹底」「受け入れごみの確認強化」「火災対応マニュアルにのっとりた教育訓練の実施」「消火訓練の実施」「休日・夜間時における監視体制の強化」及び「監視・消火設備の充実」の６項目を指導するとともに、市民の皆様に対しましても適切なごみの分別にご協力いただき、可燃ごみの中に危険物などが混入することのないよう、広報紙やホームページなどを通じて広く呼びかけてまいりたいと考えております。

報告事項の２件目につきましては、「地方公務員給与削減要請に反対する決議」について

でございます。

国から要請がありました「地方公務員の給与について、国と同水準の平均7.8パーセントまで引き下げることにしましては、地方自治体が、これまで国を上回る行政改革に取り組み、職員数の削減や人件費の抑制を実施してきた努力を全く考慮せずになされたものであり、到底容認できるものではないとした上で、地方自治の本旨に基づき、地方公務員の給与は地方で決めることが筋であり、地方固有の財源である地方交付税を削減する措置を講じることがないよう、去る1月22日、千葉県市長会の総意として、新藤義孝総務大臣並びに麻生太郎副総理兼財務・金融大臣宛て決議書を提出いたしました。ここにご報告申し上げます。

それでは、提案理由の説明に入らせていただきます。

本定例会に提案いたしました案件は、人事に関する諮問1件、議案として人事案件1件、条例の新規制定及び一部改正並びに廃止、協定の変更の締結、土地の取得、平成24年度各会計補正予算、平成25年度各会計予算の合計28議案でございます。

議案の説明に先立ち、平成25年度の市政運営方針につきましてご説明申し上げます。

本市では、八街市総合計画2005を平成17年に策定し、将来都市像としての「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現に向け、現在、平成22年から平成26年までの第2次基本計画を推進しております。

本基本計画も既に後半戦へと突入し、仕上げの段階を迎えていることなどを考え合わせますと、平成23年3月に策定した「八街市行財政改革プラン」の着実な推進とともに、情勢の変化に的確かつ機動的に対応しながら、最少の経費で最大の効果が得られるよう、さらなる創意工夫と施策の厳選に努めることが必要であり、あわせまして、一定の成果を示すことが求められているものと認識いたしております。

さて、平成20年に発生いたしましたリーマンショック以降、世界的規模での景気低迷が今もなお続いておりますが、そのような中、昨年12月に行われました衆議院総選挙におきまして、政権与党が民主党の単独政権から自由民主党と公明党の連立政権へとバトンタッチされ、新たに安倍首相のもと新内閣が発足いたしました。

先に開催されました第183回通常国会における安倍首相の所信表明演説では、経済再生、震災復興、外交・安全保障の3本の矢を柱として掲げておりますが、その中でも、我が国にとって最大かつ喫緊の課題は経済の再生であるとして、危機的状況に陥った我が国経済を立て直し、「頑張る人は報われる社会」の構築に向け、2パーセントの物価安定目標を早期に実現できるよう日本銀行と緊密に連携していくとしております。

加えて、暮らしに配慮し、2千700億円規模を減税拡充するとした税制大綱が決定されるなど、政府が今後推し進めようとしている施策の全てが、地方自治体にだけ影響するのではなく市民の皆様一人ひとりの生活に直結したものであることは言うまでもありません。

今後、政府が進める施策につきましては、素直にその効果を期待するとともに、一部の方たちに偏ることなく、所得階層の違いなどにも配慮したさまざまな立場に対応したきめ細や

かな施策となるよう、切に願う次第でございます。

さて、このような状況の中、迎える平成25年度の本市当初予算につきましては、現下の行政環境と厳しい財政状況を認識した上で、限られた財源を重点的かつ効果的に配分する施策精選型の予算編成とし、全体としては歳入規模に見合った通年型予算として編成いたしました。

一般会計の当初予算規模につきましては、199億1千500万円であり、前年度当初予算と比較して、5億3千500万円、2.8パーセントの増となっておりますが、これは学校給食センター事業特別会計を平成25年度から一般会計に組み入れることとしたことによる増が主なものでございます。このうちの歳入につきましては、家屋新築分や償却資産の増によります固定資産税の増に加えて、道府県たばこ税の一部が市町村たばこ税に委譲されることによります市たばこ税の増など、市税全体では前年度と比較して1億145万3千円、1.5パーセントの増を見込んでおります。

また、国庫支出金につきましては、生活保護費負担金や障害者福祉費負担金に加えて朝陽小学校改築に関連する事業費の増が見込まれることから、全体といたしましては前年度と比較して1億5千15万8千円、5.0パーセントの増を見込んでおり、市債につきましても朝陽小学校改築事業や榎戸駅整備事業などの実施を予定していることから、前年度と比較して1億3千60万円、8.3パーセントの増となることを見込んでおります。

なお、財源を調整するための財政調整基金等繰入金につきましては、前年度並みの8億1千534万9千円を計上いたしました。

それでは、本定例会に上程させていただきました平成25年度の主な事業につきましてご説明いたします。

まず初めに、便利で快適な街をつくるための主な施策についてでございますが、かねてよりJR榎戸駅を利用される多くの皆様からの要望事項でありました東口の開設につきましては、現在、平成24年度から平成25年度までの継続事業として、自由通路の整備及び駅舎橋上化に係る基本設計業務を実施しているところでございますが、新たに平成25年度から平成26年度までの継続事業として詳細設計業務を実施することとし、その経費を計上させていただきました。この詳細設計が完了いたしますと、いよいよ工事を発注することとなりますが、平成26年の秋頃には工事に着手できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

また、本市からの予算計上はございませんが、東関東自動車道「酒々井インターチェンジ」の開通式が、来る4月10日に開催されることが決定され、同日の午後3時から是一般の方たちの利用が開始されることとなりました。「酒々井インターチェンジ」の開通は、市民の皆様の利便性の向上につながることから、市といたしましても大変期待しているところでございますが、その直後の4月19日にはチェルシージャパンによります「酒々井プレミアム・アウトレット」のオープンが予定されており、利便性の向上に期待する反面、周辺地域における交通渋滞の発生につきましても懸念しているところでございます。

既に慢性的な渋滞を引き起こしている住野十字路問題を含む、これら問題の解決にあたりまして、山本義一千葉県議会議員にもご協力いただき、関係各機関への働きかけを行っているほか、森田健作千葉県知事にも直接お目にかかり、早急に対策を講じていただくようお願いしているところであり、引き続き、あらゆる機会を捉えて要望活動を行ってまいりたいと考えております。

また、今回の酒々井インターチェンジの開通に伴い高速道路上に設置されます出口案内標識に「八街市」の文字が刻まれることになりましたことをあわせてご報告させていただきます。これまでも佐倉インターチェンジ付近に簡易な看板が取り付けられてはありましたが、正式な形での標識が設置されますのは、本市として今回が初めてのことであり、この標識が成田空港などを利用される方々の目にとまることにより、八街市のさらなる知名度アップにもつながるものと期待しているところでございます。

なお、この標識設置の決定にあたりましては、インターチェンジが所在する酒々井町の小坂泰久町長並びに富里市の相川堅治市長のご理解により実現いたしましたことも、あわせてご報告させていただきます。

このほかの便利で快適な街をつくるための施策といたしまして、市民の皆様の利便性の向上を図るための「ふれあいバス」の運行に要する「ふれあいバス運行事業費」を前年度と同額の４千８８５万４千円計上したほか、平成２１年度から継続的に実施しております市道四木２８号線の道路改良工事や緊急性の高い路線の道路改良工事などを含みます「道路整備事業費」といたしまして、２億１千８７７万８千円を計上させていただきました。

次に、安全で安心な街をつくるための主な施策についてでございますが、市民の皆様の生命と財産を守るうえで欠くことのできない非常備消防の充実を図るための経費といたしまして、第１６分団の消防機庫建設費及び第８分団の水槽付き小型ポンプ積載車購入費、合わせて３千５５６万５千円を計上させていただきました。

また、前年度に引き続き、住宅耐震化促進事業費として、耐震診断に対する補助金及び耐震改修に対する補助金をそれぞれ１０件分、合わせて３８０万円を計上させていただいたほか、カーブミラーなどの交通安全施設を整備するための交通安全施設整備事業費、防災備蓄倉庫や備蓄用資機材を整備するための避難場所整備事業費、防犯灯を設置するための防犯灯設置事業費などを計上させていただきました。一昨年発生いたしました東日本大震災の経験を踏まえ、現在、八街市地域防災計画の見直し作業を行っているところでございますが、あわせて、災害時に備えるための防災備蓄倉庫や備蓄用資機材の整備を継続的に進めるとともに、災害時援助協定を取り交わしました千葉黎明高等学校や民間事業者など１３団体との連携を密にしながら、万が一、災害が発生した際には、市民の皆様の安全確保を第一に適切な対応ができるよう万全を期してまいりたいと考えております。

次に、健康と思いやりにあふれる街をつくるための主な施策についてでございますが、母親や乳児・幼児などの健康の保持と増進を図るための経費であります母子保健費といたしまして前年度比７千８３７万４千円増の３億３千１０５万３千円を計上させていただきました。

この中には、未熟児の養育医療に要する費用を支給するための未熟児養育医療事業費 366 万円を新規事業として計上させていただいたほか、母親学級や乳児相談などのための母子保健指導事業費 789 万 5 千円、母子保健法に基づく健康診査を行うための妊婦・乳児健康診査事業費 4 千 5 40 万 8 千円などが含まれております。

なお、中学 3 年生までの医療に要する費用を助成するための子ども医療費助成事業費につきましては、利用者の利便性に配慮し、昨年 12 月から受給券発行による現物給付方式を導入させていただいたところでございます。

このほか、新規事業といたしまして、北総地域の中核病院として市民の皆様も多数利用されております成田赤十字病院に対します医療機器整備に係る補助金といたしまして、692 万 5 千円を計上させていただいたほか、本年 4 月からの開園が予定されております私立「八街かいたく保育園」に対します運営委託料 6 千 338 万 5 千円及び国のセーフティーネット支援対策等事業費補助金を活用した生活保護システム更新に要する経費 370 万 5 千円を新規に計上させていただきました。

なお、健康と思いやりにあふれる街をつくるための施策といたしまして、各種がん検診の実施等に係る健康増進事業費や各種予防接種の実施に係る予防費、市内に 12 か所ある児童クラブの運営等に係る児童クラブ管理運営費、母子家庭や父子家庭などの経済的負担を軽減するための母子援護対策費、敬老事業や緊急通報装置設置管理などに係る老人福祉費、障がい者の自立や地域生活などを支援するための障害者福祉費などを引き続き計上させていただきました。

なお、昨年 12 月から、高齢者宅を訪問する機会の多い民間事業者 24 事業者にご協力をいただき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、新たに「八街市高齢者見守りネットワーク事業」を開始したところでございますが、早々、市民の方からお礼の手紙をいただくなど、多くの方から高い評価をいただいております。

今回のように経費を掛けることなく効果を得ることができる事業が、創意工夫により展開できるということを改めて痛感いたしましたところでございます。本事業の発案から実施に至るまで頑張ってくれた担当職員に対しまして、定例会の間ではございますが、感謝を申し上げたいと思っております。

次に、豊かな自然と共生する街をつくるための主な施策についてでございますが、八街東小学校の周辺や八街駅の北側地域などの冠水対策として期待されます大池第三雨水幹線整備工事につきましては、ご案内のとおり平成 24 年度からの継続事業として実施しておりますが、同工事につきましては、地方共同法人であります日本下水道事業団からの発注により、昨年 12 月に 2 社で構成されます特定建設共同企業体との契約が成立いたしました。

本工事は、シールド工法による区間 820 メートルと推進工法による区間 320 メートルからなる総延長 1 千 140 メートルのトンネル工事であり、平成 25 年度分の当初予算といたしまして 12 億 334 万 8 千円を計上させていただきました。なお、既に現地の測量作業に取りかかっているとの報告を受けております。

このほかにも、住宅リフォーム補助事業費といたしまして、30件分300万円を、家庭用小型合併処理浄化槽設置事業費といたしまして、23基分1千446万円を計上させていただいたほか、市内から発生するごみの処理に係る経費といたしまして、クリーンセンター・処分場管理運営費5億4千799万7千円、一般廃棄物収集業務や焼却灰収集運搬処理業務などを含みます、ごみ収集処理事業費といたしまして、3億6千473万4千円などを計上させていただきました。

次に、心の豊かさを感じる街をつくるための主な施策についてでございますが、かねてからの懸案事項でありました朝陽小学校校舎改築工事につきましては、平成25年度及び平成26年度の2カ年事業として実施を予定しておりますが、平成25年度につきましては、既存校舎の解体工事などを含みます2億1千70万8千円を計上させていただきました。

また、新規事業といたしましては、特別に援助、配慮が必要とされる園児、児童・生徒の安全確保及び園や学校における生活への適応を補助するための教育補助員配置事業費といたしまして4千676万7千円、中央公民館の南棟耐震補強工事や北棟、南棟のトイレ改修工事を含みます、中央公民館整備事業費といたしまして1千119万7千円を新規に計上させていただきました。

なお、冒頭申し上げましたとおり、学校給食センター事業特別会計につきましては、平成25年度から一般会計に組み入れ、学校給食費として5億1千104万円を計上させていただきました。

次に、活気に満ちあふれる街をつくるための主な施策についてでございますが、本市基幹産業であります農業に使用する、かんがい用水につきましては、地下水や雨水への依存度が高く、天候に左右される農業を余儀なくされており、加えまして、地盤沈下の防止や地下水の保全などを規定した環境保全条例の対象地域に指定されていることから、地下水の採取につきましても厳しく規制されております。

現在進めております北総中央用水事業につきましては、利根川と霞ヶ浦を水源として、安定的な用水補給と地下水からの水源転換を行い、農業経営の安定化を図るとともに、あわせて防火用水の機能を有するものであることから、本市といたしましても大変有益な事業であると認識し、平成25年度につきましては、6千609万1千円を運営補助金及び建設費負担金として計上させていただきました。

また、農業経営者が高品質かつ安定的な生産を図るための施設導入に対する補助金などを含みます、輝け千葉の園芸産地整備支援事業費といたしまして1千49万9千円を計上させていただいたほか、中小企業者が資金融資を受けた際の利子を補給するための中小企業金融対策費といたしまして4千621万7千円を計上させていただきました。

また、八街市優良特産落花生業者会が主体となり、本年1月21日から受け付けを開始いたしました郵便カタログ販売によります八街産落花生の注文販売につきましては、対象区域が千葉県と埼玉県のみに限定されたにも関わらず、既に3千件を超える申し込みがあったとのご報告をいただいております。

今後は、千葉県・埼玉県以外にも区域を拡大すると伺っておりますので、さらなる成果を期待するとともに、本市活性化の一翼を担うものとして、市といたしましても可能な限り協力してまいりたいと考えております。

次に、市民とともにつくる街をつくるための主な施策についてでございますが、地域コミュニティは、同じ地域に居住する住民相互の情報共有などにより信頼関係が築かれ、あわせて協力関係が生まれるとされております。市といたしましても、これら地域活動の拠点となりますコミュニティセンターの建設に対しましては、現地の状況等を確認させていただいた上で補助金を交付させていただくなど、予算上できる範囲ではございますが各地区のコミュニティ活動を支援させていただいております。

平成25年度につきましては、朝日区のコミュニティセンター建設に対し、540万円を補助させていただくこととし、それらを含む地区コミュニティ推進費といたしまして2千300万1千円を計上させていただきました。

最後に、市民サービスの充実した街をつくるための主な施策についてでございますが、現在、八街市、富里市、成田市の3市共同により八富成田斎場を経営しておりますが、市民の皆様が本斎場を利用される場合につきましては、火葬費用が無料となるほか、式場等の利用料につきましても割安な価格で利用できるなど、市民の皆様に配慮したものとなっており、平成25年度、斎場経費の八街市分といたしまして3千263万5千円を計上させていただきました。

このほか、平成21年10月から多重債務により市税等の納付が困難な方を対象に、毎月1回弁護士による無料相談を実施してまいりましたが、これまでに230人の方が相談に来られ、そのうちの92人の方が弁護士に債務整理を依頼されました。この結果、本年1月末までに、過払い金として返還された金額のうちの4千240万円余りが市税等に充当されました。

なお、過払い金の返還がなかった場合におきましても、金融機関等への返済がストップしたことにより、市税等の納付が再開できるようになったなどの報告も受けております。本事業において弁護士に支払う手数料は、年間、わずか51万7千円でございます。引き続き、皆様からご意見を伺わせていただきながら、本事業のように最少の経費で最大の効果が発揮できるよう、創意工夫による事業展開を推進してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上、平成25年度の市政運営にあたりましては、八街市の置かれております現状を十分理解した上で、特に、お年寄りの方たちを大切にする街、誰もが住んでいてよかったと思える街づくりを目指した施策に重きを置き、限られた財源ではございますが、より効果的な運営ができるよう努めてまいりたいと考えております。

冒頭、申し上げましたとおり、いまだ大変厳しい経済情勢が続いておりますが、議員の皆様方、そして、市民の皆様方のお力添えをいただきながら、平成25年度がさらなる躍進の年となりますよう努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ、ご協力をお願いいたし

ます。

続きまして、提案いたしました各議案について、ご説明いたします。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。これは、「佐藤鐵雄」氏及び「行方美恵子」氏の任期が平成25年6月30日で満了することに伴い、新たに「新宮護」氏及び「鬼寫一夫」氏を人権擁護委員に推薦をすることについて、議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。これは、「三本英通」委員の任期満了に伴う後任として、「安藤豊一」氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号は、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、暦年で付与している職員の年次休暇を年度で付与し、管理するため、改正するものでございます。

議案第3号は、八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、平成24年度までの時限措置として実施しておりました特別職等の給与の減額を引き続き平成25年度においても継続して実施するため改正するものでございます。

議案第4号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、国の基準に準じて、職員の通勤手当の支給額の一部を改正するものでございます。

議案第5号は、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、本市の厳しい財政状況から、一般職の職員の管理職手当について、平成25年度においても20パーセントの削減をするものでございます。

議案第6号は、八街市学校給食センター事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてでございます。

これは、八街市学校給食センター事業特別会計を廃止し、一般会計内で経理するため、条例を廃止するものでございます。

議案第7号は、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、児童クラブにおいて、延長保育を実施し、利用者の利便性の向上を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号は、八街市高齢者福祉計画策定審議会設置条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、市民部内の組織の見直しにより、課の名称が変更になるため、それぞれ条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号は、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正により、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準等の一部が条例に委任されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号及び議案第11号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革に係る第一次一括法による介護保険法の一部改正により、権限委譲で条例委任されたものについて、関係する条例を整備するものでございます。

議案第10号は、八街市指定地域密着型サービス基準条例の制定についてでございます。これは、指定地域密着型サービスの基準が条例に委任されたことから、新たに条例を制定するものでございます。

議案第11号は、八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の制定についてでございます。これは、指定地域密着型介護予防サービスの基準が条例に委任されたことから、新たに条例を制定するものでございます。

議案第12号は、八街市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございます。これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布により、各市町村において、新型インフルエンザ等対策本部の設置について、条例に委任されることから、新たに条例を制定するものでございます。

議案第13号から議案第15号までは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革に係る第2次一括法による権限委譲で、条例委任にされたものについて、関係する条例を整備するものでございます。

議案第13号は、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、市町村が設置する一般廃棄物の処理施設に置く技術管理者の資格の基準について、条例に委任されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

議案第14号は、八街市小規模水道条例の制定についてでございます。これは、水道法の一部改正により、小規模水道の設置及び管理に係る基準が、条例に委任されたことから、新たに条例を制定するものでございます。

議案第15号は、八街市市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてでございます。これは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、条例に委任されたことから、新たに条例を制定するものでございます。

議案第16号は、八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定の変更についてでございます。これは、平成24年第2回八街市議会定例会で議決され、締結した基本協定の一部について、協定に係る金額及び期間に変更が生じたことから、基本協定の一部を変更するものでございます。

議案第17号は、八街市公共下水道整備事業大池調整池用地の取得についてでございます。これは、土地所有者の相続人全員から起工承諾を取得し、施工した調整池用地内の土地について、相続人との交渉が整いましたので、当該用地を取得するため、議会の議決を求めるも

のでございます。

議案第18号は、平成24年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から1億5千602万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を198億7千250万4千円とするものでございます。

歳入につきましては、市税7千122万4千円、市債6千420万円、その他の収入を1千272万7千円を増額し、利子割交付金300万円、株式等譲渡所得割交付金50万円、地方消費税交付金2千500万円、ゴルフ場利用税交付金100万円、自動車取得税交付金2千300万円、国庫支出金8千922万3千円、県支出金2千815万7千円、繰入金1億3千429万2千円を減額するものが主なものでございます。

歳出につきましては、障害者自立支援給付事業費4千522万4千円、子どものための手当支給費1千846万円、児童扶養手当支給費3千400万2千円、保育園管理費1千287万8千円、上水道事業一般会計出資金1千67万2千円を減額し、庁舎整備費9千427万7千円、国民健康保険特別会計繰出金910万8千円、下水道事業特別会計繰出金2千161万円を増額するのが主なものでございます。

議案第19号は、平成24年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に1千185万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を95億1千384万円とするものでございます。

歳入につきましては、前期高齢者交付金275万円、一般会計繰入金910万8千円を増額するものでございます。

歳出につきましては、保険給付費815万8千円、諸支出金370万円を増額するものでございます。

議案第20号は、平成24年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から67万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億6千976万円とするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料31万6千円、繰越金21万5千円を増額し、一般会計繰入金120万2千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金114万4千円を減額し、諸支出金47万3千円を増額するものでございます。

議案第21号は、平成24年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から2億39万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億7千867万9千円とするものでございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料800万円、国庫支出金2千420万円、繰越金139万円、諸収入6千211万6千円、市債1億2千630万円を減額し、一般会計繰入金2千161万円を増額するものでございます。

歳出につきましては、下水道事業費2億39万6千円を減額するものでございます。

議案第22号は、平成24年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。この

補正予算は、収益的収入につきましては、既定の予算に129万1千円を増額し、収益的収入の総額を10億6千367万円にするもので、東京電力株式会社からの賠償金、その他雑収益の確定等による増額でございます。

収益的支出につきましては、既定の予算から2千49万7千円を減額し、収益的支出の総額を10億4千182万7千円とするもので、減価償却費1千303万5千円、支払利息976万6千円の減額が主なものでございます。

資本的収入につきましては、既定の予算から1億3千866万2千円を減額し、資本的収入の総額を6億3千800万9千円とするもので、企業債1億2千799万円、一般会計出資金1千67万2千円を減額するものでございます。

資本的支出につきましては、既定の予算から1億98万円を減額し、資本的支出の総額を8億9千615万1千円とするもので、施設改良費1億円、企業債償還金98万円を減額するものでございます。

議案第23号から議案第28号までは、平成25年度八街市一般会計予算をはじめとする各会計の予算についてでございます。

各予算の概要につきましては、先ほどご説明いたしました、詳細につきましては、後ほど各担当部課長から説明させます。

以上で、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げます。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、議案第23号、平成25年度八街市一般会計予算につきましてご説明をいたします。

お手元に配付してございます平成25年度八街市予算書の5ページをごらん願います。

ここでは、平成25年度八街市一般会計予算につきまして、定めております。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199億1千500万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を6ページから11ページまでの第1表歳入歳出予算によるものとしております。歳入歳出予算の総額を前年度と比較いたしますと、5億3千500万円、率にいたしまして2.8パーセントパーセントの増となっております。

次に、第2条では、地方自治法第212条第1項の規定により、継続費の経費の総額及び年割額につきまして、12ページの第2表継続費によるものとしております。

次に、第3条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を、13ページの第3表債務負担行為によるものとしております。

次に、第4条では、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を14ページの第4表地方債によるものとしております。

次に、第5条では、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入最高額を20億円と定めるものでございます。

次に、第6条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めております。

続きまして、一般会計予算の主な内容についてご説明をいたします。

6ページの第1表歳入歳出予算をごらん願いたいと思います。

初めに、歳入予算についてご説明をいたします。

1款市税の計上額につきましては、69億2千157万6千円で、歳入全体の34.8パーセントを占めております。前年度と比較いたしますと、1億145万3千円、1.5パーセントの増を見込んでおります。主な要因といたしましては、固定資産税が新築家屋の増などにより、5千292万4千円の増を見込んだことや、道府県たばこ税の一部が市たばこ税に移譲されたことにより、1千557万3千円の増を見込んだことによるものでございます。

次に、2款地方譲与税につきましては、2億500万円で、前年度と比較いたしますと、200万円、1.0パーセントの減となっております。

次に、3款利子割交付金につきましては、1千500万円で、前年度と比較いたしますと、400万円、21.1パーセントの減となっております。

次に、4款配当割交付金につきましては、1千200万円で、前年度と比較いたしますと、300万円、20.0パーセントの減となっております。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、400万円で、前年度と比較いたしますと、100万円、20.0パーセントの減となっております。

次に、6款地方消費税交付金につきましては、5億8千700万円で、前年度と比較いたしますと、4千800万円、7.6パーセントの減となっております。

続きまして、7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、1千600万円で、前年度と比較いたしますと、300万円、23.1パーセントの増となっております。

続きまして、7ページをごらん願います。

8款自動車取得税交付金につきましては、6千300万円で、前年度と比較いたしますと、1千700万円、21.3パーセントの減となっております。

次に、9款地方特例交付金につきましては、4千万円で、前年度と比較いたしますと、1千万円、33.3パーセントの増となっております。これにつきましては、住宅借入金等特別税額控除に係る減収分としての交付額を見込んでおります。

次に、10款地方交付税につきましては、38億4千400万円で、歳入全体の19.3パーセントを占めております。前年度と比較いたしますと、3千400万円、0.9パーセントの増となっております。これにつきましては、平成24年度の実績に基づき、国の平成25年度概算要求額を踏まえ、普通交付税で2千万円、特別交付税で1千400万円の増を見込んでおります。

次に、11款交通安全対策特別交付金につきましては、800万円で、前年度と比較いた

しますと、１００万円、１１．１パーセントの減となっております。

次に、１２款分担金及び負担金につきましては、２億１４７万円で、前年度と比較いたしますと、１千５８万円、５．５パーセントの増となっており、私立保育園の開設に伴います負担金の増が主な要因となっております。

次に、１３款使用料及び手数料につきましては、２億７千８８２万２千円で、前年度と比較いたしますと、７千４４万８千円、２０．２パーセントの減となっております。これにつきましては、今年度実施の上砂地区産業廃棄物撤去業務における産業廃棄物処理手数料の減、これが主な要因でございます。

次に、１４款国庫支出金につきましては、３１億２千７９７万３千円で、前年度と比較いたしますと、１億５千１５万８千円、５．０パーセントの増となっております。これにつきましては、社会保障関連による生活保護費や障害者自立支援給付費など、また、朝陽小学校改築事業や市道の道路改良、舗装修繕などに伴う増加によるものが主な要因でございます。

続きまして、１５款県支出金につきましては、１３億２千９６８万４千円で、前年度と比較いたしますと、２千５６６万４千円、２．０パーセントの増となっております。これにつきましては、私立保育園の開設に充てる安心こども基金事業費補助金の減や、妊婦健康診査支援基金事業補助金及び子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時補助金の廃止に伴い減となった一方、私立保育園の開設に伴います運営費負担金や緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金などの増が主な要因でございます。

続きまして、８ページをごらん願います。

１６款財産収入につきましては、５４９万５千円で、前年度と比較いたしますと、１２４万２千円、２９．２パーセントの増となっております。

次に、１７款寄附金につきましては、前年度と同額の１千円としております。

次に、１８款繰入金につきましては、９億１千１６９万９千円で、前年度と比較いたしますと、１千２４３万２千円、１．３パーセントの減となっております。主な繰入金につきましては、財政調整基金繰入金が８億１千５３４万９千円、朝陽小学校改築事業に充てるための教育施設建設改修基金繰入金が３千４９万３千円、道路排水対策諸費などに充てるための用排水路建設改良基金繰入金が３千７９７万２千円となっております。この結果、財政調整基金の平成２５年度末残高見込額は、３億２千３３１万５千円となります。

次に、１９款繰越金は、前年度と同額の１億円としております。

次に、２０款諸収入につきましては、５億４千７３８万円で、前年度と比較いたしますと、２億２千７１８万３千円、７１．０パーセントの増となっております。これにつきましては、上砂地区産業廃棄物撤去業務に充てる千葉県環境財団からの助成金が減額となる一方、学校給食センター事業特別会計を一般会計に組み入れることによりまして、給食事業収入を計上したことによる増が主な要因でございます。

続きまして、２１款市債につきましては、１６億９千６９０万円で、地方債依存度は、８．５パーセントとなっております。前年度と比較いたしますと、１億３千６０万円、８．３パ

一セントの増となっております。これにつきましては、朝陽小学校改築事業、道路改良事業、榎戸駅整備事業の増が主な要因でございます。

歳入予算の説明につきましては以上でございます。

詳細につきましては、後ほど、50ページから71ページをご参照願いたいと思います。

続きまして、9ページをごらん願います。

歳出予算について説明いたします。

初めに、1款議会費につきましては、2億4千235万3千円で、前年度と比較いたしますと、348万2千円、1.4パーセントの減となっております。

次に、2款総務費につきましては、20億4千875万4千円で、前年度と比較いたしますと、7千406万円、3.8パーセントの増となっております。これにつきましては、新しい総合行政情報システムに関する電算管理費や固定資産評価替えに関する資産税課税事務費などの増が主な要因でございます。

次に、3款民生費につきましては、77億9千433万2千円で、前年度と比較いたしますと、1億4千787万円、1.9パーセントの増となっております。これにつきましては障害者自立支援給付事業費、私立保育園開設に伴う保育所運営委託事業費、生活保護費の増が主な要因でございます。

次に、4款衛生費につきましては、22億6千249万7千円で、前年度と比較いたしますと、2千602万4千円、1.1パーセントの減となっております。これにつきましては、上砂地区産業廃棄物撤去業務の減が主な要因でございます。

続きまして、5款農林水産業費でございますが、2億5千937万3千円で、前年度と比較いたしますと、181万6千円、0.7パーセントの増となっております。

次に、6款商工費につきましては、1億2千680万9千円で、前年度と比較いたしますと、2千272万1千円、15.2パーセントの減となっております。これにつきましては金融機関への中小企業資金融資預託金の減額が主な要因でございます。

続きまして、10ページをごらん願います。

7款土木費につきましては、13億2千345万8千円で、前年度と比較いたしますと、6千238万9千円、4.9パーセントの増となっております。これにつきましては、榎戸駅整備事業に係る設計業務の増が主な要因でございます。

次に、8款消防費につきましては、12億5千809万円で、前年度と比較いたしますと、252万8千円、0.2パーセントの減となっております。

次に、9款教育費につきましては、21億281万5千円で、前年度と比較いたしますと、3億4千735万5千円、19.8パーセントの増となっております。これにつきましては、朝陽小学校改築事業に係る校舎等の解体工事及び建築工事や学校給食センター事業特別会計を一般会計に組み入れることによりまして、繰出金にかわる調理場給食事業費などの増が主な要因でございます。

次に、10款災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧費として、前年度と同額

の１千円を計上しております。

続きまして、１１款公債費につきましては、２４億７千６１７万８千円で、前年度と比較いたしますと、４千１８７万円、１．７パーセントの減となっております。この結果、平成２５年度発行予定額を加えた平成２５年度末現在高見込額は、１８６億２千５８１万５千円となり、平成２４年度末現在高見込額と比較いたしますと、５億１千９６８万８千円の減ということになります。

次に、１２款諸支出金につきましては、土地開発基金費として、４万２千円で、前年度と比較いたしますと、２千円、５．０パーセントの増となっております。

続きまして、１１ページをごらん願います。

１３款予備費につきましては、２千２９万８千円で、前年度と比較いたしますと、１８６万７千円の減となっております。

歳出予算の説明につきましては以上でございます。

詳細につきましては、後ほど７３ページから２６４ページをご参照願います。

以上をもちまして、平成２５年度八街市一般会計予算につきましの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中田眞司君）

会議中でありますが、ここで１０分間の休憩をいたします。

（休憩 午前１１時０４分）

（再開 午前１１時１５分）

○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市民部長（加藤多久美君）

それでは、議案第２４号、平成２５年度八街市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の１７ページをお開きください。

まず第１条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９４億７千２７４万２千円と定めるものでございます。前年度と比較しますと５億８千９８２万９千円、率にいたしまして６．６パーセントの増となります。

次に、第２条では、一時借入金の限度額を１５億円と定めるものでございます。

続きまして、予算書の１８、１９ページをお開きください。

初めに歳入予算についてご説明いたします。

まず、第１款の国民健康保険税２４億７千２７２万７千円につきましては、一般被保険者、退職被保険者等、それぞれの医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援分としての保険税であり、前年度と比較しますと、２千６万６千円、率にいたしまして０．８パーセントの増となります。

次に、２款の国庫支出金につきましては、２９億４千６２７万５千円を計上いたしました。前年度と比較しますと２億３千６０８万８千円、率にして８．７パーセントの増となります。主なものにつきましては、療養給付費負担金、後期高齢者支援金などに対します国の負担分及び高額医療費共同事業医療費拠出金に対します国の負担分で、歳出予算額が伸びたことに合わせ、増となったものでございます。

次に、３款の療養給付費交付金４億８千５１８万９千円につきましては、退職者の医療費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金を計上いたしました。前年度と比較いたしますと、退職被保険者数が増加していることから、３千３５５万２千円、率にいたしまして７．４パーセントの増となります。

次に、４款前期高齢者交付金ですが、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から加入者数に応じ納付金として徴収し、これを各保険者に分配するもので、１３億２千９１２万３千円を見込みました。前年度と比較しますと、１億３千１３４万７千円、率にして１１パーセントの増となります。

次に、５款の県支出金６億７千９３７万８千円につきましては、高額医療費共同事業拠出金及び特定健康診査等に対する県の負担分と財政調整交付金でございまして、前年度と比較しますと、１億３千３５５万３千円、率にして２４．５パーセントの増となります。これは、国庫支出金同様、歳出予算額が伸びたことに合わせ、増となったものでございます。

次に、６款の共同事業交付金１１億１７４万９千円につきましては、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る千葉県国民健康保険団体連合会からの交付金であり、前年度と比較しますと、２千５２７万２千円、率にしまして２．４パーセントの増となります。

次に、７款の繰入金は、一般会計からの繰出基準に基づく保険基盤安定、出産育児一時金などの繰入金で４億４千２６８万９千円を計上いたしました。前年度と比較しますと、９９５万１千円、率にいたしまして、２．３パーセントの増となります。

次に、８款の繰越金ですが、存目計上いたしております。

次に、９款の諸収入につきましては、１千５６１万円を計上いたしました。主なものは、延滞金と雑入のうち、第三者行為による医療費納付金などでございます。

なお、歳入の詳細につきましては２８５ページから２９０ページに記載のとおりでございますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、２０ページ、２１ページをお開きください。

歳出予算につきまして、ご説明いたします。

まず、第１款の総務費は、４千４０３万２千円を計上いたしました。主なものは、一般管理費及び千葉県国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課徴収などに必要な諸経費でございます。

次に、２款の保険給付費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者に係る保険給付費で、６２億９千９０５万４千円を計上いたしました。前年度と比較しますと５億４千１０８万２千円、率にいたしまして９．４パーセントの増となります。主なものについては、現

物給付となる療養給付費、現金給付となる療養費及び診療報酬明細書の審査支払手数料、高額療養費などがございます。

また、出産育児諸費として年間１６０件分、葬祭諸費として年間１８６件分を見込み、計上いたしました。

次に、３款後期高齢者支援金等ですが、後期高齢者医療制度への費用負担分として、１３億４千６４１万２千円を計上いたしました。前年度と比較しますと、３３３万８千円、率にいたしまして０．３パーセントの増となります。

次に、４款前期高齢者納付金等ですが、歳入で説明しましたとおり、社会保険診療報酬支払基金への納付金で、調整分といたしまして、２４７万５千円を計上いたしました。

次に、５款の老人保健拠出金につきましては、医療費及び事務費分として、６万７千円を計上いたしました。

次に、６款の介護納付金６億３千４５９万４千円につきましては、２号被保険者分で、その人数見込みと前々年度の確定値から算出した額でございます。前年度と比較いたしますと、４千３８５万３千円、率にいたしまして、７．４パーセントの増となります。

次に、７款の共同事業拠出金１０億８千１４６万３千円につきましては、高額医療費共同事業医療費及び保険財政共同安定化事業の拠出金を計上いたしました。前年度と比較しますと１４４万円、率にして０．１パーセントの増となります。

次に、８款の保健事業費４千８０４万２千円につきましては、特定健康診査・保健指導に係る経費及び人間ドック助成事業の経費を計上しております。前年度と比較しますと、３６万３千円、率にして０．８パーセントの減となります。

次に、９款の公債費３００万円につきましては、一時借入金の利子を計上いたしました。

次に、１０款諸支出金につきましては、８６０万３千円を計上いたしました。主なものは、過年度分の保険税過誤納還付金などがございます。

１１款の予備費につきましては、５００万円を計上いたしております。

なお、歳出の詳細につきましては、２９１ページから３０２ページに記載のとおりでございますのでご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第２５号、平成２５年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書の２５ページをお開きください。

まず、第１条では、本年度の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ３億７千４９０万３千円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと４４７万２千円、率にして１．２パーセントの増となります。

続きまして、予算書の２６ページをお開きください。

初めに歳入でございますが、第１款の後期高齢者医療保険料につきましては、保険料率は、均等割が１人当たり年額３万７千４００円、所得割が７．２９パーセントで試算した結果、２億７千８４５万円を計上いたしました。前年度と比較しますと５３万７千円、率にして０．

2パーセントの減となります。

次に、2款、繰入金9千195万9千円は、一般管理費や賦課徴収費の事務費分としての事務費繰入金と、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填します保険基盤安定繰入金を計上しました。前年度と比較しますと、498万4千円、率にして5.7パーセントの増となります。

次に、3款繰越金は、200万円を計上いたしました。

4款、諸収入は、後期高齢者医療過年度還付金等として、249万4千円を計上いたしました。

なお、歳入の詳細につきましては、309ページ、310ページに記載のとおりでございますのでご参照ください。

次に、歳出でございますが、27ページをごらんください。

まず、第1款、総務費321万7千円につきましては、各申請書や決定通知等の郵送に係る経費及び保険料の賦課徴収に関する経費を計上いたしました。前年度と比較しますと、36万9千円、率にして13.0パーセントの減となります。

次に、2款、後期高齢者医療広域連合納付金3億6千918万5千円につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金で、市が徴収した保険料と保険料軽減分の基盤安定繰入金の合計額を計上しております。前年度と比較しますと、410万3千円、率にして1.1パーセントの増となります。

次に、3款、諸支出金は、保険料の過年度分還付金及び還付加算金として、150万1千円を計上いたしました。

4款、予備費につきましては100万円を計上しております。

なお、歳出の詳細につきましては、311、312ページに記載のとおりでございますのでご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第26号、平成25年度八街市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の31ページをお開きください。

まず、第1条では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1千525万6千円と定めるものでございます。前年度と比較しますと5億6千163万5千円、率にいたしまして17.8パーセントの増となります。

次に、第2条におきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めているものでございます。

続きまして、32ページをお開きください。

初めに、歳入予算についてご説明いたします。

まず、第1款保険料でございますが、7億6千523万2千円の計上で、前年度と比較しますと5.3パーセントの増となります。これは第1号被保険者数の増加によるものでございます。

次に、２款分担金及び負担金でございますが、前年度と比較いたしまして、６６．８パーセント増の１５７万３千円の計上で、地域支援事業に係ります利用者の方の自己負担金でございます。

次に、３款国庫支出金でございますが、８億３千５９３万５千円の計上で、前年度と比較しますと、３０．５パーセントの増となっております。これは、介護給付費等に対する国の負担金及び調整交付金と地域支援事業に要する国からの交付金でございます。

次に、４款支払基金交付金でございますが、１０億５千６０３万７千円の計上で、前年度と比較しますと１８．３パーセントの増となっております。これは、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

次に、５款県支出金でございますが、５億６千１３２万５千円の計上で、前年度と比較しますと２０．９パーセントの増となっております。これは、介護給付費等に対する県の負担金及び地域支援事業に要する県からの交付金でございます。

次に、６款財産収入でございますが、介護給付費準備基金積立金利子１千円を存目計上したものでございます。

次に、７款繰入金でございますが、４億９千４０８万５千円の計上で、前年度と比較しますと１６．４パーセントの増となっております。これは、介護給付費、事務費及び地域支援事業の市負担金が主なものでございます。

次に、８款諸収入でございますが、６万８千円の計上でございます。

次に、９款繰越金でございますが、１００万円の計上でございます。

歳入予算の説明は以上でございますが、詳細につきましては、３１７ページから３２１ページをご参照いただきたいと思います。

続きまして、３４ページをお開きください。

歳出予算につきましてご説明いたします。

まず、第１款総務費でございますが、３千１４４万３千円の計上で、前年度と比較しますと２．５パーセントの減となっております。これについては、介護保険関係のパムフレット等の購入費、介護保険料賦課徴収事務に関する経費及び介護認定審査会の報酬等が主なものでございます。

次に、２款保険給付費でございますが、３６億３千４０１万４千円の計上で、前年度と比較しますと１８．３パーセントの増となっております。

まず、１項介護サービス等諸費３２億４千８８５万５千円及び２項介護予防サービス等諸費１億２千６００万円の計上につきましては、要支援・要介護認定を受けた方に係る介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費でございます。

３項高額介護サービス等費７千１２１万４千円の計上につきましては、介護サービスに係る１割の自己負担が一定金額を超えたときに、超えた部分を支給する経費でございます。

４項高額医療合算介護サービス等費９９３万６千円の計上につきましては、各医療保険における世帯内で、１年間の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場

合に、一定の上限額を超える部分について給付を行うものでございます。

5 項その他諸費 3 3 2 万 7 千円の計上につきましては、介護報酬等審査支払手数料でございます。

6 項特定入所者介護サービス等費 1 億 7 千 4 6 8 万 2 千円の計上につきましては、介護保険施設に入所する低所得者等の食費及び居住費に対して、市が認定した負担限度額を超えた部分を支給する経費でございます。

次に、3 款地域支援事業費でございますが、4 千 7 2 9 万 7 千円の計上は、前年度と比較しますと 8. 0 パーセントの増となっております。これは、要支援・要介護状態になることを予防する介護予防事業、高齢者が地域において生活を継続するための包括的支援事業及び家族支援などの任意事業に要する経費でございます。

まず、1 項介護予防事業費 7 7 3 万 6 千円の計上につきましては、基本チェックリストの発送、運動器、口腔器の機能向上、栄養状態の改善等の事業に要する経費でございます。

2 項包括的支援事業費・任意事業費 3 千 9 5 6 万 1 千円の計上につきましては、地域包括支援センターの運営経費、配食サービス、福祉用具支給費等に要する経費でございます。

次に、4 款基金積立金でございますが、1 千円の計上で、介護給付費準備基金への積み立てでございます。

次に、5 款諸支出金でございますが、1 5 0 万 1 千円の計上につきましては、第 1 号被保険者保険料還付金等でございます。

次に、6 款予備費でございますが、前年度と同額の 1 0 0 万円を計上いたしました。

歳出予算の詳細につきましては、3 2 2 ページから 3 3 1 ページをご参照いただきたいと思います。

以上で、平成 2 5 年度八街市国民健康保険特別会計予算、平成 2 5 年度八街市後期高齢者医療特別会計予算、平成 2 5 年度八街市介護保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○建設部長（糸久博之君）

それでは、議案第 2 7 号、平成 2 5 年度八街市下水道事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の 3 9 ページをごらん願います。

第 1 条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 億 8 千 5 8 9 万 5 千円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第 1 表歳入歳出予算によるものとしております。前年度と比較いたしますと、5 億 4 0 6 万 7 千円、率にいたしまして 3 6. 5 パーセントの増でございます。

第 2 条におきましては、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、第 2 表地方債によるものとしております。

第 3 条におきましては、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の

各項の経費の金額を流用することができる場合についてを定めるものでございます。

続きまして、40ページ、41ページをごらん願います。

第1表歳入歳出予算につきましてご説明いたします。

歳入1款分担金及び負担金につきましては、539万円の計上で、前年度と比較いたしますと131万円、19.6パーセントの減でございます。

2款使用料及び手数料につきましては、2億3千930万9千円の計上で、歳入予算の12.7パーセントを占めております。前年度と比較しますと688万円、2.8パーセントの減でございます。

1項使用料につきましては、2億3千901万4千円の計上で、前年度と比較しますと700万円、2.8パーセントの減でございます。

2項手数料につきましては、29万5千円の計上で、前年度と比較しますと12万円、68.6パーセントの増でございます。

3款国庫支出金につきましては、5億2千308万5千円の計上で、歳入予算の27.7パーセントを占めております。前年度と比較しますと、3億6千308万5千円、226.9パーセントの増でございます。これにつきましては、大池第三雨水幹線整備事業が2年目に入り、最も事業費が大きくなる時期を迎えているため、当該事業に係る国庫補助金につきましても事業費の規模に合わせて増額したものでございます。

4款繰入金につきましては、2億1千515万7千円の計上で、歳入予算の11.4パーセントを占めております。前年度と比較しますと、2千390万9千円、12.5パーセントの増でございます。これにつきましても、国庫支出金と同様に、大池第三雨水幹線整備事業の事業費の額が大きくなるため、一般会計からの繰り入れが増となったものでございます。

5款繰越金につきましては、500万円の計上で、前年度と比較しますと500万円、50.0パーセントの減でございます。

6款諸収入につきましては、1億6千225万4千円の計上で、歳入予算の8.6パーセントを占めております。前年度と比較しますと3千633万7千円、18.3パーセントの減でございます。

1項延滞金加算金及び過料につきましては、前年度と同額の1万円の計上でございます。

2項雑入につきましては、1億6千224万4千円の計上で、前年度と比較しますと3千633万7千円、18.3パーセントの減でございます。これにつきましては、大池第三雨水幹線整備事業の全体事業費の見直しを行った結果、当該事業の財源となる一般会計負担金が減となったものでございます。

7款市債につきましては、7億3千570万円の計上で、地方債依存度は39.0パーセントでございます。前年度と比較しますと1億6千660万円、29.3パーセントの増でございます。これにつきましても、国庫支出金と同様に、大池第三雨水幹線整備事業の事業費の額が大きくなったため、その財源となる市債の新規発行額が増となるものでございます。

なお、歳入予算の詳細につきましては、339ページから341ページまでに記載のとおり

りです。

続きまして、歳出をご説明いたします。

1 款下水道事業費につきましては、1 4 億 7 千 6 0 7 万 9 千円の計上で、歳出予算の 7 8. 2 パーセントを占めております。前年度と比較しますと、6 億 2 千 2 5 万 7 千円、7 2. 5 パーセントの増でございます。これにつきましても、歳入でも説明をいたしましたとおり、大池第三雨水幹線整備事業が 2 年目に入り、最も事業費が大きくなる時期を迎えているため、大幅な増となったものでございます。

1 項総務管理費につきましては、1 億 5 千 8 4 0 万 9 千円の計上で、前年度と比較しますと 1 千 3 1 7 万 6 千円、9. 1 パーセントの増でございます。

2 項下水道建設費につきましては、1 3 億 1 千 7 6 7 万円の計上で、前年度と比較しますと、6 億 7 0 8 万 1 千円、8 5. 4 パーセントの増でございます。

2 款公債費につきましては、4 億 8 8 1 万 6 千円の計上で、歳出予算の 2 1. 7 パーセントを占めております。前年度と比較いたしますと 1 億 1 千 6 1 9 万円、2 2. 1 パーセントの減でございます。これにつきましては、平成 2 2 年度から平成 2 4 年度までに実施した市債の繰上償還が終了したことによるものでございます。

3 款予備費につきましては、前年度と同額の 1 0 0 万円の計上でございます。

なお、歳出予算の詳細につきましては、3 4 2 ページから 3 4 9 ページまでに記載のとおりです。

以上をもちまして、平成 2 5 年度八街市下水道事業特別会計予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水道課長（佐藤幸男君）

議案第 2 8 号、平成 2 5 年度八街市水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

初めに、第 2 条、業務の予定量でございますが、年度末の給水件数を 1 万 4 千 2 9 8 戸、年間総配水量を 4 4 1 万 8 千 8 立方メートル、一日平均配水量を 1 万 2 千 1 0 4 立方メートルと見込み、主な建設改良工事としましては、配水管更新工事を予定するものでございます。

次に、第 3 条、収益的収入及び支出と第 4 条、資本的収入及び支出につきましては、平成 2 5 年度八街市水道事業会計予算実施計画書によりご説明いたします。

予算書の 5 ページをお願いします。

初めに、収益的収入及び支出の収入でございますが、第 1 款水道事業収益につきましては、1 0 億 5 千 9 6 3 万円で、前年度と比較しますと 2 9 4 万 9 千円、率にしまして 0. 3 パーセントの減となっております。

内訳でございますが、第 1 項営業収益につきましては、8 億 8 千 3 6 万円で、前年度と比較しますと 2 千 6 4 0 万 1 千円、率にしまして 3. 1 パーセントの増であり、主なものは、1 目給水収益であります。

次に、第 2 項営業外収益につきましては、1 億 7 千 9 2 7 万円で、前年度と比較しますと

2千935万円、率にしまして14.1パーセントの減であり、主なものは、2目他会計補助金、3目県補助金、並びに4目給水申込負担金であります。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用につきましては、10億5千857万4千円で、前年度と比較しますと357万8千円、率にしまして0.3パーセントの減となっております。

内訳でございますが、第1項営業費用につきましては、9億6千501万6千円で、前年度と比較しますと795万9千円、率にしまして0.8パーセントの減であり、主なものは1目原水及び浄水費で、主に印旛広域水道からの受水費であり、2目配水及び給水費は、職員4名分の人件費、水道施設運転管理業務などの委託料などであります。

4目総係費は、職員5名分の人件費及び水道料金徴収業務などの委託料等であり、5目減価償却費であります。

次に、第2項営業外費用につきましては、9千255万8千円で、前年度と比較しますと438万1千円、率にしまして5パーセントの増であり、主なものは、1目支払利息で、企業債の支払利息であります。

次に、第3項予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上しております。

6ページをお願いいたします。

次に、資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入につきましては、1億8千250万1千円で、前年度と比較しますと5億9千186万円、率にしまして76.4パーセントの減となっております。大幅な減の理由につきましては、平成22年度から平成24年度までの3年間実施した第2配水場2系電気設備更新工事が終了したことに伴う企業債の減であります。

内訳でございますが、施設の更新工事に係る財源として、第1項企業債1億2千40万円、第2項出資金4千960万1千円、及び第3項負担金1千250万円を計上するものであります。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出につきましては、4億3千726万4千円で、前年度と比較しますと5億5千975万3千円、率にしまして56.1パーセントの減となっております。大幅な減の理由につきましては、第2配水場2系電気設備更新工事が終了したことに伴う施設費の減であります。

内訳でございますが、第1項建設改良費につきましては、1億8千933万4千円で、前年度と比較しますと6億603万4千円、率にしまして76.2パーセントの減であり、主なものは、2目施設費1億8千769万6千円で、老朽管更新工事並びに職員3名分の人件費であります。

次に、第2項企業債償還金につきましては、2億4千793万円で、企業債元金の償還金であります。

1ページにお戻りください。

第4条の括弧書きにつきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5

千476万3千円は、過年度分損益勘定留保資金等2億5千476万3千円で補填するものであります。

2ページをお願いします。

第5条につきましては、管路近代化事業に要する企業債について、目的、限度額等を定めるものであります。

第6条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合を消費税納付額と定めるものであります。

第7条につきましては、議会の議決を経なければ流用できない経費として職員給与費を定めるものであります。

第8条につきましては、他会計からの補助金として、市営業対策補助金及び繰り出し基準に基づく水道広域化対策等に要する経費等を7千210万2千円と定めるものであります。

第9条につきましては、棚卸資産の購入限度額を1千545万4千円と定めるものであります。

以上で、議案第28号、平成25年度八街市水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（中田眞司君）

以上で説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっています諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦について及び議案第1号、固定資産評価委員会委員の選任については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

最初に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

お諮りします。この件については、直ちに意見を決定したいと思います。

人権擁護委員候補者を市長の推薦のとおり、適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

異議なしと認めます。

諮問第1号は、市長の推薦のとおり適任と認めることに決定しました。

次に、議案第1号、固定資産評価委員会委員の選任についてを採決します。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

異議なしと認めます。

議案第 1 号は、同意することに決定しました。

日程第 4、発議案の上程を行います。

発議案第 1 号の提案理由の説明を求めます。

○加藤 弘君

発議案第 1 号、八街市議会政務活動費の交付に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明をいたします。

最初に、提出者につきましては、私、加藤弘。

賛成者は、湯浅祐徳議員、右山正美議員、鯨井眞佐子議員、川上雄次議員、山口孝弘議員、林修三議員、石井孝昭議員、古場正春議員、桜田秀雄議員です。

平成 24 年 8 月 29 日に、地方自治法の一部を改正する法律案が可決成立しました。改正内容につきましては、お手元に配付してあります参考資料のとおりでございます。

この改正に伴い、今回政務調査費の交付に関する条例を廃止し、新たに政務活動費交付に関する条例を制定するものです。

現在の政務調査費の交付に関する条例との主な相違点につきましては、1 点目に、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に。

2 点目に「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に。

3 点目に、規則で定められていた政務調査費の使途基準を政務活動費では条例で定めること。

4 点目に、議長は、政務活動費について、その使途の透明性の確保に努めることといたしました。

また、今回の条例改正にあわせて、事務手続の簡素化を図るために支給月を、4 月・10 月の年 2 回支給から 4 月のみの年 1 回支給に改めるものです。

なお、政務活動費の使途基準ですが、項目名称が現行の基準と比べ変更されていますが、実際の運用上の使途での主な相違点は、要望・陳情活動としての経費及び会議費の中で団体等が開催する意見交換会の参加に要する経費を追加するものです。

改正地方自治法の政務活動費の部分の施行日は、3 月 1 日となりますので、平成 24 年度の政務調査費に係る収支報告書は条例上の根拠を失うこととなるため、附則において経過措置を設けることといたしました。

また、今回の改正にあわせて、政務活動費の透明性確保を図るために、「政務調査費の取り扱いに関する申し合わせ事項」を廃止し、他市議会の状況及び住民訴訟の主な判例等を参考にしながら、新たに「政務活動費使途基準の運用指針」を 3 月末を目途に作成する予定で、現在、議会運営委員会で検討を行っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（中田眞司君）

お諮りします。ただいま議題となっています発議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田眞司君)

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第1号に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田眞司君)

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

発議案第1号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田眞司君)

討論がなければ、これで、発議案第1号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第1号、八街市議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中田眞司君)

起立全員です。発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、休会の件を議題とします。

明日19日を議案調査のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中田眞司君)

ご異議なしと認めます。

明日19日を休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

2月20日は、午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。

2月26日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は2月21日、午後4時までに通告書を提出するようお願いします。

(散会 午後12時03分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名

2. 会期の決定

3. 議案の上程

諮問第1号

議案第1号から議案第28号

提案理由の説明

諮問第1号、議案第1号

採決

4. 発議案の上程

発議案第1号

提案理由の説明

質疑、討論、採決

5. 休会の件

.....
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第2号 八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八街市学校給食センター事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

議案第7号 八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市高齢者福祉計画策定審議会設置条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 八街市指定地域密着型サービス基準条例の制定について

議案第11号 八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の制定について

議案第12号 八街市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第13号 八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 八街市小規模水道条例の制定について

- 議案第15号 八街市市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第16号 八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定の変更について
- 議案第17号 八街市公共下水道（雨水）整備事業大池調整池用地の取得について
- 議案第18号 平成24年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第19号 平成24年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第20号 平成24年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第21号 平成24年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第22号 平成24年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第23号 平成25年度八街市一般会計予算について
- 議案第24号 平成25年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第25号 平成25年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第26号 平成25年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第27号 平成25年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第28号 平成25年度八街市水道事業会計予算について
- 発議案第1号 八街市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について